

閱覽用

令和元年10月18日

第10回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第10回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和元年10月18日(金) 午後2時00分から午後3時04分

2 開催場所 二本松市役所 正庁

3. 出席した委員

農業委員 (15名)

1番 野地 太郎	2番 野地 さよ子	3番 武藤 善朗
4番 佐藤 勝則	5番 松本 一夫	6番 齋藤 弘美
7番 根本 信康	8番 安齋 喜八	9番 武藤 一夫
10番 馬場 利正	11番 武藤 栄利	12番 中山 博之
13番 安齋 栄	14番 菅野 一紀	15番 佐藤 孝志
16番 三浦 喜周	17番 佐藤 信喜智	18番 菅野 保治
19番 奥平 貢市		

農地利用最適化推進委員 (16名)

20番 佐藤 一男	21番 佐久間 敏	22番 武藤 健之
23番 平 義一	24番 堀川 英三	25番 菅野 正寿
26番 安齋 浩一	27番 遊佐 幸吉	28番 石川 重彦
29番 遠藤 伝栄	30番 佐藤 孝	31番 大内 信一
32番 佐藤 美由紀	33番 泉 佳男	34番 松本 正典
35番 遊佐 一夫	36番 渡邊 久	37番 大石 忠雄
38番 伊藤 金志		

4 欠席委員

農業委員（4名）

5番 松本 太 委員、10番 馬場 利正 委員、13番 安齋 栄 委員、

16番 三浦 喜周 委員

農地利用最適化推進委員(3名)

21番 佐久間 敏 委員、24番 堀川 英二 委員、34番 松本 正典 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 会議書記の指名

第4 議案第67号 現況確認証明申請について

第5 議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について

第6 議案第69号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

第7 議案第70号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第8 議案第71号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

第9 議案第72号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計

画の承認について(所有権移転)

第10 議案第73号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に
対する意見について

第11 議案第74号 令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意
見書の提出について

7 農業委員会事務局職員

参 事 佐藤俊明 事務局長 遠藤吉嗣 農地係長 野地 通
農地係 増田祐介

8 会議の概要

議長(奥平貢市)会長 これより、令和元年第10回二本松市農業委員会を
開会いたします。

(宣告 午後2時00分)

議長(奥平貢市)会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中、15名、推進委員19名中、16名で定足
数に達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、5番松本太委員、10番馬場利正委員、13番安齋栄委員、16番三
浦喜周委員、21番佐久間敏委員、24番堀川英二委員、34番松本正典委員
より欠席の旨報告がありましたので、ご報告いたします。

議長(奥平貢市)会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則
第20条第2項に規定する議事録署名人ですが、議長から指名させていただく

ことにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 それでは、14番菅野一紀委員、15番佐藤孝志委員の両名を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長(奥平貢市)会長 異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

日程第3、会議書記の指名、会議書記には事務局職員・遠藤吉嗣君と野地通君を任命します。

議案の個人情報の扱いについてであります。個人情報保護の観点から、取り扱いには十分注意いただきますようお願いいたします。

それでは、日程第4、議案第67号「現況確認証明申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書3ページをご覧ください。

議案第67号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、農地の所在・[REDACTED]ほか1筆、登記地目・畑、
現況地目・山林・原野、面積・854㎡、所有者・[REDACTED]、非農地の事由・
平成元年頃から耕作しておらず、そのまま放置していたため雑木等が繁殖し荒
廃化したものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

1番（野地太郎）委員 議案第67号現況確認証明申請についての調査結果
を報告いたします。10月3日午後より事務局より係長さん、長谷川さん、推
進委員の堀川英二委員、佐藤孝委員、自分の5人で現地を調査いたしました。
現地は狭い場所にありまして、また高いところにあり山地化しておりますので、
やむを得ないという判断になりました。

以上でございます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

議案第67号について、事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見
を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決します。

議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお

願いいたします。

(全員挙手)

議長(奥平貢市) 会長 全員賛成ですので、議案第67号については原案のとおり判定することに決定いたしました。

次に、日程第5、議案第68号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書4ページをご覧ください。

議案第68号農地法第3条の規定による許可申請について。

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は代替農地取得(経営移譲年金の継続受給)のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号2につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号3につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は新規就農のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

議案書5ページから6ページにかけてをご覧ください。

番号4につきましては、貸付人・[]は農業経営移譲のため、借受人・[]は農業経営継承のため、申請地に使用貸借権を設定するものであります。

番号5につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は経営規模拡大のため、申請地を売買により所有権移転するものであります。

番号6につきましては、譲渡人・[]は相手側要望のため、譲受人・[]は代替農地取得（経営移譲年金の継続受給）のため、申請地を贈与により所有権移転するものであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

38番（伊藤金志）委員 議案第68号番号1について、調査内容を報告します。

10月13日9時から譲渡人・[]さんと譲受人・[]さんから馬場利正委員とともに聞き取り及び現地調査を行いました。内容については事務局説明のとおりです。譲渡人と譲受人は隣同士で、申請地も譲受人の隣地であり、何ら問題ないと考えられます。許可適当と考えられます。ご審議のほど、お願いいたします。

35番（遊佐一夫）委員 議案第68号番号2について、譲渡人・[]

さんと譲受人・[REDACTED]さんに連絡を取って、10月15日10時30分から現地で説明を受けました。内容は事務局説明のとおりであります。許可适当と思えますので、よろしくお願ひします。

1番(野地太郎)委員 第68号3番について調査の結果を報告いたします。

10月14日に譲渡人・[REDACTED]さん、譲受人・[REDACTED]さんに遠方なので電話で確認しました。[REDACTED]さんは[REDACTED]さんご夫婦が買い取りして農家をやるということで、お話を伺いました。それで、内容については事務局の説明通りでありまして、自分としては許可适当と考えます。やっていただけるのは喜ばしいことだと思ひます。以上でございます。

17番(佐藤信喜智)委員 議案第68号4番について、調査内容を報告いたします。

貸付人・[REDACTED]さんと借受人・[REDACTED]さんは親子であります。10月15日の日に借受人・[REDACTED]さんと推進委員・遠藤伝栄委員と私と3人で現地に於て説明を受けてきました。何も問題ないと思ひますので、許可适当と考えます。よろしくお願ひします。

18番(菅野保治)委員 議案第68号番号5について、調査内容を報告いたします。10月14日、佐藤一男推進委員とともに譲渡人・[REDACTED]さんの自宅に伺い話を伺ったところ、事務局説明とおりであります。譲受人・[REDACTED]さんとは現地において話を伺い、事務局説明通りであり、許可适当であると考えました。皆様方の審議よろしくお願ひします。

11番（武藤栄利）委員 議案第68号番号6「農地法第3条の規定による許可申請について」の調査結果を申し上げます。

10月15日、譲渡人・[]さん、譲受人・[]さんの立会いのもと、石川重彦推進委員と私とでお話を伺いました。[]さんは[]さんの叔父にあたり、[]さんの土地を無償で移転するとのことでした。只今、事務局説明とおりであり、許可適当と判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

9番（武藤一夫）委員 議案番号3番の[]から申請して、二本松の土地を購入したとのことですが、当然、[]から通ってやる話ではないかと思いますが、宅地の心配はどうなっているのか、土地とは直接は関係ないかと思うんですが、そういったことも付帯としてでてくると思うので、情報があれば伺っておきたいと思います。

議長（奥平貢市）会長 事務局、説明の方をお願いします。

事務局 今回の質問に対してお答えいたします。当該地の[]の所にちょうど畑の真ん中に住居がございまして、今空き家になっている状態でございます。その空き家と隣接する農地をセットでお買いになって、今回新規就農という形

で3条申請を行っている状況でございますので、住居等についてはこの議案が
整いまして許可が出ましたらば、宅地、建物を含めてご購入予定であると聞いて
おります。以上でございます。

9番（武藤一夫）委員 分かりました。

議長（奥平貢市）会長 そのほか、質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 なければ、採決いたします。

議案第68号1から6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は
挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第68号1から6について
は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第6、議案第69号「農地法第4条第1項の規定による許可後の
事業計画変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをご覧ください。

議案第69号農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に
ついて。

農地法第4条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請が
あったので審議を求める。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、当初計画者・[REDACTED]、継承者・[REDACTED]、議案第70号5と同一事業であります。当初許可年月日・平成9年5月15日付け福島県指令北農政第74号、変更理由・譲渡人は当初共同住宅を計画しましたが、体調を崩し退職したので融資を受けられなくなり事業を断念し、譲受人が買受けて駐車場を計画します。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（佐藤勝則）委員 議案第69号1番につきまして、聞き取り調査を報告いたします。

10月12日の夕方に譲渡人・[REDACTED]さん並びに譲受人・[REDACTED]さんに連絡をいたしまして予定をお伺いしましたところ、13日の午後から大平の松本正典推進委員とともに現地を確認して参りました。その日は、[REDACTED]さんはどうしても都合が悪いとのことでしたので、12日の日に電話等で内容を確認しております。転用理由につきましては、只今事務局から説明がありましたとおりでありまして、事業の計画を20年近く変更の手続きをしないままに本日まで至っていたということでありましたので、現地は駐車場となっております。そういう現状でありまして、[REDACTED]さんの方から、私としては農地とかそのようなところでは一切認知していなくて、たまたま自分の会社のすぐ脇に土地

があったということで、今回所有権移転をしたいという事務手続きに移りましたところ、計画変更や農地転用などの手続きをするようになったとの■さんの方の話でありました。私としてはやむを得ないのかなと思いますので、皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第69号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第69号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第70号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書9ページをご覧ください。

議案第70号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求め
る。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

番号1、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED]、違反転用状態であった当該地の原状回復を行いました。既存敷地への
の進入路がなくなったため、申請地に計画します。汚水の発生はありません。
農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地
であり、第1種農地と判断されますが、既存の施設の拡張の用に供するために
行われるものであり、例外的に許可することができると判断されるものであり
ます。

番号2、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は実家に住んでいま
すが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。汚
水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は都市計画用
途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであ
ります。

議案書9ページから10ページにかけてご覧願います。

番号3、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED]

[REDACTED] [REDACTED]、ドラッグストアの需要に応えるため、申請地に計画します。
汚水は公共下水道に接続し排水します。農地区分について、申請地は小集団の
生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるもので

あります。なお、この案件について本総会で可決となった場合は、転用面積が30アールを超えることから、福島県農業会議が主催する常設審議委員会の意見聴取後、都市計画法との調整が整い次第許可します。

番号4、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。工事により発生する残土置場として計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

番号5、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、議案第69号1と同一事業であります。事後申請となります。申請地に隣接する会社の従業員駐車場として平成30年から使用していますが、違反転用状態であることが判明したため申請します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号6、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。自動車整備工場の建設に伴い工事作業員用駐車場及び従業員用駐車場が不足するため申請地に計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と判断されるものであります。

番号7、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、
一時転用となります。宅地分譲に伴い既設下水道に接続し排水するため、申請
地に污水管理設を計画します。污水の発生はありません。農地区分について、
申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので、第3種農地と
判断されるものであります。

番号8、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、譲受人は共同住宅に住んで
いますが、子供の成長に伴い手狭となったため申請地に住宅建築を計画します。
污水は合併浄化槽を設置し既設側溝へ排水します。農地区分について、申請地
はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断
されますが、集落に接続して住宅を設置するものであり、例外的に許可するこ
とができると判断されるものであります。

議案書12ページをご覧ください。

番号9、譲渡人・[REDACTED]、譲受人・[REDACTED]、平成29年に中古住宅と宅
地を購入しましたが駐車場が狭く、家族4台分と個人所有の重機分の駐車場が
不足するため申請地に計画します。污水の発生はありません。農地区分につい
て、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農
地と判断されるものであります。

番号10、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]、再生可能エネルギーの普及拡
大及び地球温暖化対策の一助を担うため、申請地に太陽光発電設備の設置を計
画します。污水の発生はありません。農地区分について、申請地は小集団の生

産性の低いその他の農地に該当しますので、第2種農地と判断されるものであります。

番号11、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。再生可能エネルギーの地産地消に貢献するため、申請地に営農型発電設備を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり、第1種農地と判断されますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

補足説明いたします。福島県の「営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領」で許可申請の要件の判断基準が示されております。

(1)「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」であること。設備はスクリー杭で容易に撤去できる構造となっております。

(2)「申請に係る面積が必要最小限で適正と認められる」こと。パネルの設置面積及び支柱の本数は最小限の設置となっております。また、パネル下部ではエゴマを栽培しますが、生育のための日射量が確保できるパネルの設置角度、面積の資料が添付されております。

(3)「支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められる」こと。支柱の高さは最小で2.0m、間隔が4.5mであります。利用するトラクター等の高さが

最大で1.9m、幅が最大で1.7mであることから、営農するための空間が確保されております。

(4)「位置等からみて、営農型発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがない」と認められること。二本松市長の営農型発電設備の意見書が添付されておりますが、意見なしということで、支障はないと判断されるものであります。

以上のことから、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領の判断基準を満たしていると認められるものです。

番号12、貸付人・[REDACTED]、借受人・[REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]、一時転用となります。再生可能エネルギーの地産地消に貢献するため、申請地に営農型発電設備を計画します。汚水の発生はありません。農地区分について、申請地は農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある農地ではありますが、仮設工作物の設置その他の一時的な利用に該当するため、例外的に許可することができると判断されるものであります。

補足説明いたします。福島県の「営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領」で許可申請の要件の判断基準が示されております。

(1)「簡易な構造で容易に撤去できる支柱」であること。設備はスクリーユ杭で容易に撤去できる構造となっております。

(2)「申請に係る面積が必要最小限で適正と認められる」こと。パネルの設

置面積及び支柱の本数は最小限の設置となっております。また、パネル下部ではエゴマを栽培しますが、生育のための日射量が確保できるパネルの設置角度、面積の資料が添付されております。

(3)「支柱の高さ、間隔等からみて農作業に必要な機械等を効率的に利用して営農するための空間が確保されていると認められる」こと。支柱の高さは最小で2.0m、間隔が4.5mであります。利用するトラクター等の高さが最大で1.4m、幅が最大で1.5mであることから、営農するための空間が確保されております。

(4)「位置等からみて、営農発電設備の周りの農地の効率的な利用、農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがない」と認められること。二本松市長の営農型発電設備の意見書が添付されておりますが、意見なしということで、支障はないと判断されるものであります。

以上のことから、営農型発電設備の農地転用に係る事務処理要領の判断基準を満たしていると認められるものです。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

14番（菅野一紀）委員 議案第70号番号1について、調査内容を報告いたします。

10月15日9時30分から大石忠雄推進委員とともに貸付人・

さん、借受人・[]さんにより聞き取り調査並びに現地調査を行いました。

内容は事務局説明のとおりで、許可適当と考えます。皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。また、この案件は2月の委員会にて二本松農業振興地域整備計画の変更・除外について申請があり、許可した経緯があります。

27番(遊佐幸吉)委員 議案第70号2と3について、ご説明いたします。

10月17日、貸付人・[]さん、借受人・[]さん、松本太委員と私で現地調査を行いまして、説明は事務局のとおりでございました。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほう、よろしく申し上げます。

続きまして、3番のほうの説明を行いたいと思います。10月17日午後、松本太委員と私と本来でしたら、貸付人・[]さんと借受人・[][][]さんが行うことではありますが、行政書士の[]さんにすべて委任する旨の委任状が提出されておりますので、現地の調査を行いました。説明は事務局説明のとおりでありますので、何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

4番(佐藤勝則)委員 議案第70号の4番、5番について、調査報告をさせていただきます。

4番について、13日の午後から松本正典推進委員とともに貸付人・[][]さん並びに借受人は同一人物でありまして、現地において聞き取り調査並びに現地確認をして参りました。一時転用でありましたので、何ら問題なく許可適当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

引き続きまして5番ですが、10月13日午後から松本正典推進委員とともに借受人・[REDACTED]さんは仕事の都合で欠席ということで、貸付人・[REDACTED]さんの立会いのもと現地を確認して参りました。これは農地法第4条の議案第69号と同一の事業でございまして、現地を見に行きましたところ、去年から従業員の駐車場として[REDACTED]さんの方で利用しておりました。私といたしましては、やむを得ず許可適当と認めざるを得ないのかなと考えを持っております。並びに顛末書も出ておまして、今回農地法第4条の事業計画変更申請及び農地法第5条の許可申請を行うことにいたしましたという顛末書もございますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

35番（遊佐一夫）委員 議案70号の6番と7番について、説明いたします。

10月15日の14時30分に貸付人・[REDACTED]さんと借受人・[REDACTED]さんに連絡を取り、現地で説明を受けました。鉄板を敷いて駐車場にするということで、何ら異常がないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

7番について、10月15日10時から現地にて貸付人、借受人であります[REDACTED]さんとともに現地で待ち合わせをして、現地を確認しました。事務局説明のとおり何ら問題ないと思いますので、皆様のご審議よろしくお願いたします。

15番（佐藤孝志）委員 議案70号8番について調査結果を報告いたします

す。

10月12日朝8時過ぎに貸付人・[REDACTED]さんの方に電話を差し上げましたところ、今すぐ来てもいいとのことで、8時30分過ぎに推進委員の大内信一さんとともに[REDACTED]さん宅にお伺いいたしまして、議案書並びに案内図について確認をしていただきましたところ、事務局報告のとおりで相違ないとのことでございます。譲受人・[REDACTED]さんについては、都合により10月15日電話にて確認をしましたところ、地籍についても面積についても土地の所有者についてもお伺いしましたところ、間違いはないということでしたので、何ら問題なく、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

1番（野地太郎）委員 議案第70号9番について調査結果を報告いたします。

譲渡人・[REDACTED]さんについては、10月14日に電話をさせていただきました。譲受人・[REDACTED]さんについては、15日に推進委員・堀川英二委員とともに現地を確認いたしました。内容については事務局説明のとおりでございます。許可相当と思いますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

17番（佐藤信喜智）委員 議案第70号10番について調査内容を報告いたします。

10月17日に現地にて、推進委員・遠藤伝栄委員とともに貸付人・[REDACTED]さんに説明を受けました。借受人・[REDACTED]さんには電話で確認しました。内容は事務局説明のとおりで、何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお

願います。

18番（菅野保治）委員 議案第70号番号11について調査内容を報告いたします。

10月15日午後1時に佐藤一男推進委員と貸付人・[]さん、借受人・秘書政策課新エネルギー推進係・[]さんと現地にて話を伺いました。事務局説明のとおりであります。一番低いところで2mになっているとのことでございます。私としては許可適当と考えます。皆様方のご審議よろしく願います。

9番（武藤一夫）委員 議案第70号12番についての調査結果をご報告いたします。

10月16日午後1時30分、現地にて最適化推進委員の菅野正寿委員と貸付人・[]さん、借受人・[]さんは時間が取れないとのことであり、秘書政策課新エネルギー推進係の[]さんと一緒に現地を確認しました。詳細は事務局が説明したとおりでございます。現地ではソーラーシェアリングとのことでエゴマを栽培することになっております。そのエゴマは[]さんがもう一つやっております[]というエゴマを加工する会社にて買い取る仕組みになっているということでございます。県の補助率も高く、作業の効率も70%以上あるということで、栽培は可能なのかなということで確認をして参りました。あと、貸付人・[]さんは高齢のため、息子さんの[]さんも立ち会っていただきました。申し添えておきます。私たちの調査

結果としては許可適当とありますが、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　　以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長　　よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第70号1から12について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　　全員賛成ですので、議案第70号1から12については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第8、議案第71号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 利用権貸借」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　　議案書14ページをご覧ください。

議案第71号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権貸借）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、10月31日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書18ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区6筆7, 925㎡、安達地区1筆2, 507㎡、東和地区7筆6, 331㎡、合計14筆16, 763㎡の計画内容でございます。なお、説明は新規設定の4件について申し上げます。

議案書14ページをご覧ください。

番号1、1筆、地目・田、面積・1, 140㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX、期間・10年2ヶ月、賃借料は10アール当たり年間XXXXXX円。

番号2、1筆、地目・畑、面積・2, 507㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、設定を受ける者・XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX、期間・5年、賃借料は10アール当たり年間XXXXXX円。

番号4については、農地中間管理機構への利用権設定となります。設定を受ける者は、国から農地中間管理機構として県内で唯一承認を受けている「公益財団法人福島県農業振興公社 理事長 佐藤清丸」となりますので、設定を受ける者以外の部分についてのみ朗読説明させていただきます。

番号4、5筆、地目・田、畑、面積・4, 535㎡、設定する者・XXXXXXXXXX、期間・10年2ヶ月、賃借料は10アール当たり田が年間XXXXXX円、

畑が年間 [] 円。

番号5、5筆、地目・田、面積・6,785㎡、設定する者・ []、設定を受ける者・ []、期間・10年2ヶ月、賃借料は10アール当たり年間 [] 円。

利用権設定の番号1から5の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

本議案中、5について、 [] 番 [] 委員が議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与できないこととなっています。よって、関係する委員を除斥して審議することといたします。

議長（奥平貢市）会長 まず、議案第71号1から4について、事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは議案第71号1から4について採決いたします。

議案第71号1から4について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第71号1から4については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第71号5について審議いたします。

■番 ■委員の除斥を求めます。

（ ■番 ■委員 退席）

議長（奥平貢市）会長 これより、議案第71号5についての質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは、採決いたします。

議案第71号5について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第71号5については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

■番 ■委員の除斥を解きます。

（ ■番 ■委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 報告します。議案第71号5については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第9、議案第72号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利

用集積計画の承認について「所有権移転」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第72号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（所有権移転）。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の告示は、10月31日を予定しております。農地流動化の状況について、議案書18ページをご覧ください。

今回の所有権移転内容につきましては、安達地区6筆8,788㎡の計画内容でございます。

議案書16ページをご覧ください。

番号1から番号2までについては譲渡人が同じでありますので一括説明いたします。

番号1から番号2、譲渡人・XXXXXXXXXX、番号1、譲受人・XXXXXXXXXX、番号2、譲受人・XXXXXXXXXX、譲受人は経営規模拡大のため申請地を売買により所有権移転するものであります。

所有権移転の番号1から2の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第72号1、2について原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第72号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10、議案第73号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書19ページをご覧ください。

議案第73号農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案について意見を求める。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

今回の議案は先程の議案第71号で決定をいただきました農地中間管理機構である福島県農業振興公社と番号1が[REDACTED]、番号2が[REDACTED]との間で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、市で農用地利用配分計画案の作成を行い、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき農業委員会の意見を求めるものであります。

以上で、議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第73号1、2について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第73号1、2については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第11、議案第74号「令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書20ページをご覧ください。

議案第74号令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出
について。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、別紙のとおり意見書を
提出する。

令和元年10月18日提出 二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

議案書21ページをご覧ください。

21ページから23ページにかけての意見書でございますが、こちらにつき
ましては、先月、農業委員会の協議会のほうで内容をお諮りした内容ござい
ます。

令和元年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

農業委員会等に関する法律に基づき、農地等の利用の最適化の推進をより効
率的かつ効果的に実施するため、次のとおり意見書を提出します。

入っておりませんが、こちらについては提出日のほうを入れさせていただきます。
ます。

二本松市長 三保恵一 様、二本松市農業委員会会長 奥平貢市。

先月の内容を加除、訂正の方をさせていただいております。それぞれ細かい
内容につきまして、(1)遊休農地対策について・2項目、議案書22ページに
移っていただきまして、(2)担い手農家支援について・1項目、(3)農業後
継者・新規就農者・定年帰農者支援について・2項目、(4)農業振興全般につ
いて・4項目、(5)その他・2項目の内容的なものを入れまして、市長の方に

意見書を提出するというごさいます。

なお、こちらにつきましては、今日議決いただきましたら、会長、職務代理者、幹事長にご出席をいただきまして、11月上旬に市長あて提出する予定であります。

以上で議案の説明といたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第74号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第74号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和元年第10回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告 午後3時04分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和元年10月18日

二本松市農業委員会

議 長 奥平 貢市

署 名 委 員 菅野 一紀

署 名 委 員 佐藤 孝志